

年金財政と退職給付会計の比較

2019年3月

明治安田生命保険相互会社

団体年金コンサルティング室

当資料は、明治安田生命保険相互会社 総合法人業務部 団体年金コンサルティング室が作成したものです。
当資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
掲載された情報を用いた結果生じた直接的・間接的トラブルや損失・損害については、当社は一切の責任を負いません。

当資料では、適宜以下の略称を使用しています

・退職給付債務 ⇒ PBO

企業年金の世界には、将来の給付を賄う（必要な年金資産を確保する）ために必要な掛金算出を目的とする「年金財政」と投資家等に企業の財務状況を適正に開示することを目的とする「退職給付会計」があります。これらは似ているところもあるため、年金財政に詳しい人ほど混同してしまう場合があります。この資料では、確定給付企業年金の年金財政（ブルー枠で表示）と退職給付会計の仕組み（オレンジ枠で表示）を比較して両者の相違点や類似点について、また、両者に共通して登場する「積立不足」といった用語や「過去勤務債務」・「過去勤務費用」といった類似する用語の相違点について説明したいと思います。

数理債務と退職給付債務

いずれも将来の給付額等を予測し、現在価値に換算するための割引計算を行なうという点は似ていますが、計算に使用する割引率等の設定基準や積立方式（債務の評価方法）が異なっており、金額が一致することはありません。

数理債務とは

確定給付企業年金全体の債務のことを「数理債務」といいます。

退職給付見込額の現在価値（予定利率を用いて退職時から現時点まで割引計算した額）である通常予測給付現価から標準掛金収入見込額の現在価値（同様に払込時から現時点まで割引計算した額）である標準掛金収入現価を控除したもので、今後基礎率どおりに推移すると仮定した場合に、当該金額だけ年金資産を保有していれば、標準掛金だけで過不足無く年金制度が運営できる年金資産の理論値といえます。

標準掛金は、標準的な加入年齢で制度に加入した場合の給付を支払うための掛金となっていますので、過去勤務期間を持っている方や標準的な加入年齢でない方については、通常予測給付現価と標準掛金収入現価が一致せず過不足が生じます。この過不足合計額が数理債務ということもできます（次頁イメージ図ご参照）。

$$\text{数理債務} = \text{通常予測給付現価} - \text{標準掛金収入現価}$$

退職給付債務（PBO）とは

会計上、企業が事業年度末など特定時点で従業員や退職者に対して負っている退職給付に係る債務で次のように定義されています。

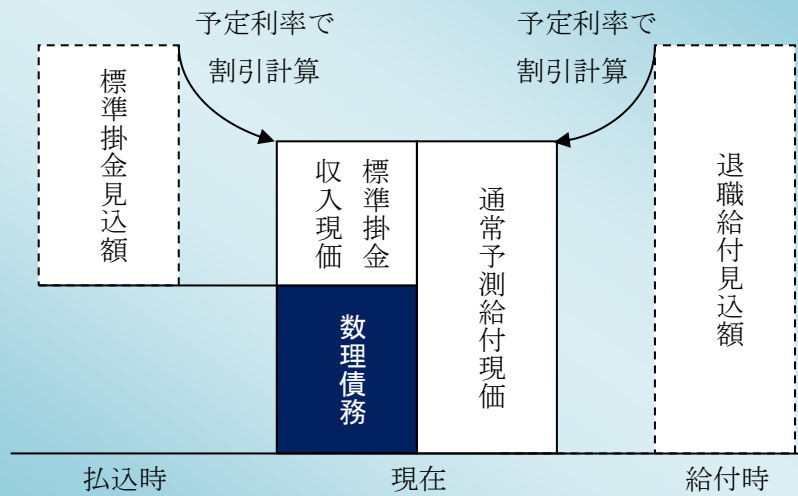
「退職給付債務」とは、退職給付（※）のうち、認識時点までに発生していると認められる部分を割り引いたものをいう

（※）一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に支給される給付

すなわち、退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額の現在価値（割引率を用いて退職時から現時点まで割引計算した額）ということになります。

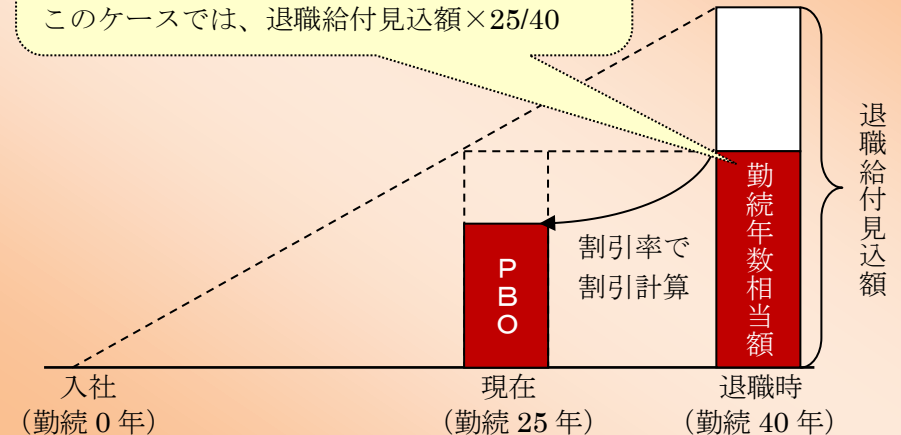
退職給付債務の対象は、確定給付企業年金、厚生年金基金、退職一時金制度など確定給付型の退職給付制度すべてとなります（次頁イメージ図ご参照）。

数理債務－計算方法のイメージ



退職給付債務－計算方法のイメージ（期間定額基準の場合）

退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額
このケースでは、退職給付見込額×25/40



予定利率について

予定利率とは、企業年金制度の基礎率の一つであり、将来の給付を賄うために必要な掛金率を計算する際に、将来発生すると見込まれる給付や掛金の価値を現在価値に割引く利率のことです。

企業は予定利率については、年金資産の長期的な期待収益率や掛金負担能力等を考慮して合理的に決定します。ただし、確定給付企業年金法施行規則第 43 条により、下限予定利率以上に設定する必要があります（下限予定利率は、毎年見直しが行われます）。

予定利率を高く設定すれば数理債務は小さくなり、低く設定すれば数理債務は大きくなります。

割引率について

「退職給付に関する会計基準」および「退職給付に関する会計基準の適用指針」の定めにより、期末における「安全性の高い債券の利回り」を基礎として決定することとされています。

この場合の「安全性の高い債券」とは、国債、政府機関債及び優良社債の利回りとされています。また割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならないとされています。

なお、割引率が高くなれば PBO は小さくなり、低くなれば PBO は大きくなります。

過去勤務債務と過去勤務費用

年金財政上の定義である過去勤務債務と、退職給付会計上の定義である過去勤務費用は意味するところが相違しますので、注意が必要です。

年金財政上の過去勤務債務とは

確定給付企業年金では、数理債務が積立の「目標」であり、計算基準日時点で数理債務と同額の年金資産を積立てており、かつ今後基礎率どおりに推移すると仮定すれば、将来の給付は標準掛金だけで賄うことができます。

しかし、保有している年金資産が数理債務に足りない時は、その不足額を過去勤務債務として把握し、特別掛金を設定して法令で定める期間内の一定期間で償却する必要があります。

従って、過去勤務債務は以下のとおり定義されます。

$$\text{過去勤務債務} = \text{数理債務} - \text{年金資産} \quad (\text{注})$$

過去勤務 債務	数理 債務
年金資産	

(注) 別途積立金がある場合は、控除後の値となります。

会計上の過去勤務費用とは

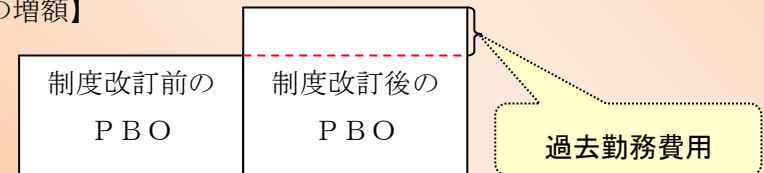
退職給付会計における過去勤務費用とは、以下のとおり定義されます。

退職給付水準の改訂等に起因して発生した 退職給付債務の増加または減少部分

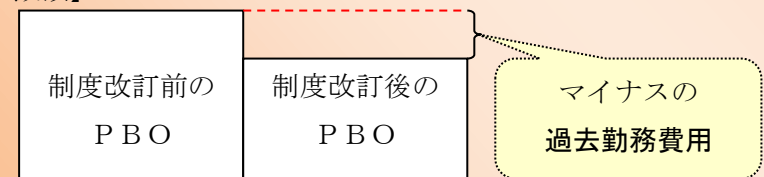
退職金規程等の改訂による給付水準の変更を伴わない退職給付債務の増減額分、たとえば年金財政という運用差損や脱退差損等は過去勤務費用に含まれません。

また、給付水準が引下げられた場合には、マイナスの過去勤務費用が発生します。

【給付の増額】



【給付の減額】



制度発足時過去勤務債務と後発過去勤務債務

年金制度発足時に年金資産はありませんので、過去勤務債務の額は数理債務と同額となります。これを制度発足時過去勤務債務といいます。

制度発足時過去勤務債務の発生要因は次のとおりです。

- ・過去勤務期間通算による債務
- ・制度加入時の年齢が年金財政計算の特定年齢と差がある場合に発生する債務

制度発足後についても、基礎率と実態との乖離によりあらたに過去勤務債務が発生しますが、これを後発過去勤務債務といいます。後発過去勤務債務の主な発生要因は次のとおりです。

- ・運用差損益…予定利率と実際の運用利回りとの差により発生
- ・昇給差損益…予定昇給率と実際の昇給率との差により発生
- ・脱退差損益…予定脱退率と実際の退職率との差により発生
- ・新規加入差…新規加入者の加入年齢と特定年齢との差により損益発生

なお、財政再計算時に基礎率を見直した場合、制度改定により給付水準を見直した場合も数理債務が増減するので後発過去勤務債務が発生します。

制度発足時未償却分＋後発的要因の債務

【制度発足時】

過去勤務 債務	数理債務
------------	------

【制度発足後】

過去勤務 債務	数理債務
年金資産	

数理計算上の差異について

過去勤務費用以外の「積立不足」としては、毎年発生する数理計算上の差異があります。

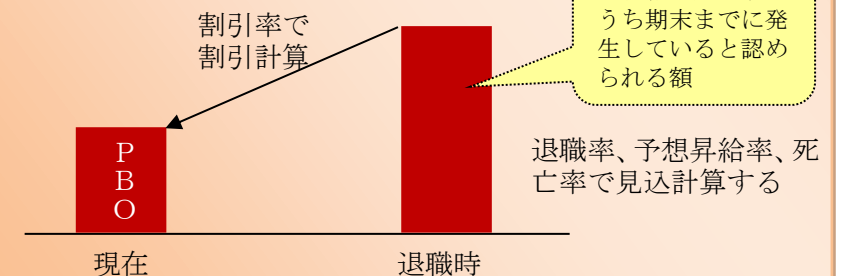
数理計算上の差異は、年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異、退職給付債務の計算において用いる計算基礎と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異をいいます。

- ・年金資産の期待運用収益と実際の運用成果との差異

退職給付会計では、年金資産のポートフォリオ、運用実績、運用方針等を考慮して長期期待運用収益率を設定し、年金資産から発生する予定収益を計算します。この収益を期待運用収益といいます。年金資産の運用実績が、期待運用収益と相違する場合は、その差が数理計算上の差異になります。

- ・退職給付債務の計算において用いる計算基礎と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異

退職給付債務の計算における割引率、退職給付見込額の見積りに用いる退職率、予想昇給率、死亡率といった計算基礎の実際の数値との差や、これらの計算基礎を変更した場合に生じる差異が数理計算上の差異になります。



年金財政上の積立不足とは①

確定給付企業年金制度では、毎事業年度、年金財政状態を把握し、積立金の水準をチェックする作業を行ないます。この作業を財政検証といいます。財政検証では、「継続基準」と「非継続基準」の2種類の検証が行なわれますが、それぞれの基準に対して積立てられた年金資産の時価が不足する場合に、積立不足がある状態と言い、その額が一定の限度を超えた場合は、積立不足解消措置（＝掛金額見直し）が求められます。

以下、2つの基準における積立不足の意味について説明します。

【継続基準の積立不足】

継続基準とは…年金制度を継続していくうえで、年金資産が予測どおりに積立てられているかどうかを検証するものです。具体的には、「責任準備金」と「年金資産」を比較します。

継続基準の財政検証の手順は、以下のとおりです。

①責任準備金の計算

次のA～Cの大小関係により下表のとおり算定します。

A：年金資産（別途積立金控除後）

B：数理債務－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価

C：財政悪化リスク相当額

特別掛金収入現価：過去勤務債務を償却するために設定した特別掛金の収入見込みの現在価値（予定利率で割引計算した額）です

財政悪化リスク相当額：通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額で、20年程度に1回の損失にも耐えうる基準として定められています
算定方法は「確定給付企業年金のあらまし」14頁をご参照下さい

リスク対応掛金収入現価：財政悪化リスク相当額のうち充足されていない額を充足するために設定したリスク対応掛金の収入見込みの現在価値です

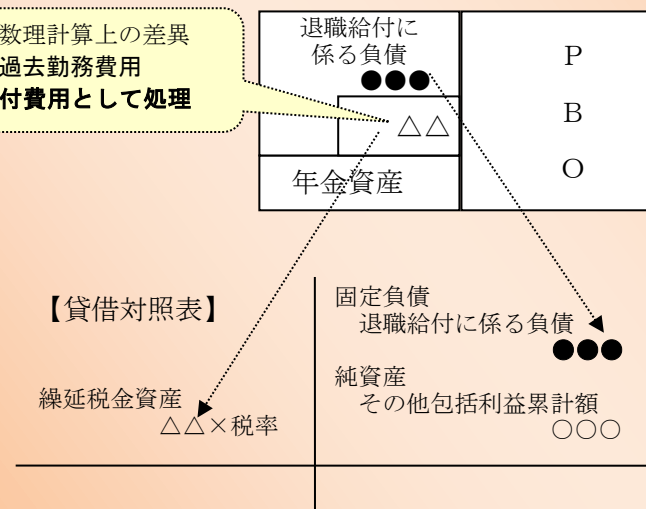
退職給付債務の会計処理について

当期に発生した数理計算上の差異や過去勤務費用は、原則として各年度の発生額について発生年度に費用処理する方法又は平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分する方法により費用処理する必要があります。

一方、当期に発生した数理計算上の差異（未認識数理計算上の差異）や当期に発生した過去勤務費用（未認識過去勤務費用）は、税効果を調整の上、純資産の部（その他の包括利益累計額）に計上し、積立状況を示す額をそのまま退職給付に係る負債（又は退職給付に係る資産）として計上します。

【連結決算の場合】

- ・未認識数理計算上の差異
- ・未認識過去勤務費用
- 退職給付費用として処理



年金財政上の積立不足とは②

- ・ $A < B$ であれば、責任準備金は B の額
- ・ $B \leq A \leq B + C$ であれば、責任準備金は A の額
- ・ $A > B + C$ であれば、責任準備金は B と C の合計額

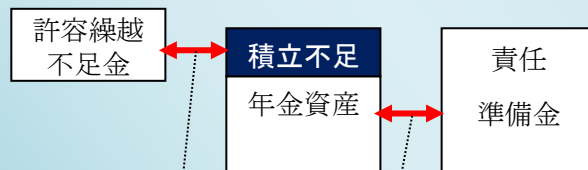
(注) C が 0 の場合は、上記の結果として、責任準備金は B の額

②積立金との比較、財政再計算の実施による掛金の見直し

責任準備金と年金資産を比較し、積立不足が発生しているときは、さらに積立不足の額が制度ごとに予め規約で定められている許容繰越不足金の額を超過していないかを判定し、超過している場合は、財政再計算を行なって掛金率を見直すこととなっています。

・ 積立不足 = 責任準備金 - 年金資産

この措置により年金財政の健全性が維持され、年金受給権が保護される仕組みとなっています。



責任準備金と年金資産を比較して、責任準備金 $\leq$ 積立金なら継続基準OK、積立不足がある場合は、
 積立不足 $\leq$ 許容繰越不足金ならば、そのまま制度は運営されます
 積立不足 $>$ 許容繰越不足金ならば、財政再計算で掛金率を見直します
 ※実際には、以下の積立比率の数値により判定されます。

(年金資産 + 許容繰越不足金) $\div$ 責任準備金 $\geq 1.00 \Rightarrow$ 掛金率見直し不要

(年金資産 + 許容繰越不足金) $\div$ 責任準備金 $< 1.00 \Rightarrow$ 掛金率見直し

年金財政上の積立不足とは③

【非継続基準の積立不足】

非継続基準とは…年金制度を終了した場合に、加入者や受給者に対して過去期間分に見合う給付債務が積立金として確保されているかどうかを検証するものです。具体的には、「最低積立基準額」と「年金資産」を比較します。

非継続基準の財政検証の手順は、以下のとおりです。

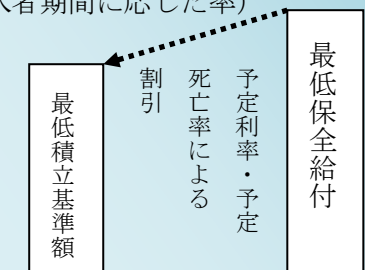
①最低保全給付の算出

以下のいずれかの方法で算出します。

- ・ (標準退職年齢時の給付) $\times$ (加入者期間に応じた率)
- ・ (要支給額) $\times$ (年齢に応じた率)

②最低積立基準額の算出

最低積立基準額は「最低保全給付」を予定利率・予定死亡率で割引計算したもの



③積立比率の計算、特例掛金の算出

最低積立基準額と年金資産を比較し、積立比率を算出します。

原則として、積立比率が 100% を下回った場合は、積立不足で特例掛金の拠出対象となります。特例掛金の計算方法については、「確定給付企業年金のあらまし」

20 頁以下をご参照ください。

・ 積立不足 = 最低積立基準額 - 年金資産

このようにして、年金制度が終了になることをも想定して加入者や受給者の受給権を保護する仕組みが作られています。

